

議会交際費の支出の基準等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、議会交際費の適正かつ公正な執行を図るため、その支出の基準及び交際費の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 議会交際費は、次の支出区分、支出内容及び支出金額に基づき支出するものとする。

支出区分	支出内容	支出金額
慶祝	祝賀会及び記念式典におけるお祝いに係る費用	1万円を限度とする。
弔慰	市議会・市政関係者等に対する香典に係る費用	別表「弔慰基準」による。
見舞	傷病(議員又は理事者本人が2週間以上療養を要する場合に限る。)、災害、事故等の見舞いに係る費用	傷病の場合は5千円を限度とする見舞品とし、災害、事故等の場合は状況に応じて決定する。
会費	公共的団体の行事への参加費	会費等の明示がある場合はその金額とし、明示のない場合は1万円を限度とする。
記念品	(1)常任委員会等の行政視察時の手土産 (2)友好姉妹都市への訪問時、友好姉妹都市からの来訪時手土産	社会通念上、妥当と認められる範囲内
賛助	公共的団体の事業に対する賛助に係る費用 ただし、市が補助を行っている団体等へは原則として支出しないものとする。	1万円を限度とする。
その他	上記以外の場合で、交際上特に支出する必要があると認められるもの	社会通念上、妥当と認められる範囲内

備考 上記金額には、消費税等相当額を含まないものとする。

(公開)

第3条 議会交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容(高槻市情報公開条例第6条第1項第1号に該当する情報は、非公開)

とする。)

2 前項の公開は、毎月、当月分を翌月の15日までに市議会ホームページに掲載して行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか議会交際費の支出及びその公開に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 この要領は、平成22年4月1日から実施し、同日以降に支出する議会交際費について適用する。

(別表)

弔 慰 基 準

区 分	香 典
市議会議員	2万円
市有功者	1万円
市長・副市長・教育長・各企業管理者	2万円
行政委員会の委員 ・教育委員 ・選挙管理委員 ・監査委員 ・公平委員 ・固定資産評価審査委員 ・農業委員	1万円
その他議長が特に必要と認めるもの	上記基準を考慮して支出額を決定する。